

鳥取縣公報

規 則

○鳥取縣規則第六十七号

肥料取締法施行細則を次のように定める。

昭和二十五年九月一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

肥料取締法施行細則

(通則)

第一條 本縣の肥料取締については肥料取締法(以下「法」という。)肥料取締法施行令及び肥料取締法施行規則(以下「省令」という。)によるの外、この規則の定めるところによる。

(手数料の納付)

第二條 法第六條第二項の規定による省令第七條第一項の登録及び仮登録の手数料は登録証の交付を受けたと

き、これを納付しなければならない。
昭和二十五年九月一日 金 曜 日
第二千百三十九号

本書ノ大キサヲ決定規格A五判

第三條 法第十二條第四項の規定による省令第九條第一項の登録又は仮登録の有効期間の更新手数料はその登録証の交付を受けたときにこれを納付しなければならない。
(事故肥料の譲渡)

第四條 法第十九條第五項の規定による事故肥料(以下「事故肥料」という。)の譲渡の許可を受けようとする者は肥料取締法施行令第三條による事故肥料譲渡許可申請書に当該肥料の見本(五百瓦)を添えて知事に提出しなければならない。
第五條 事故肥料について前條の許可を受けた者はその肥料に省令第十九條に基く事故肥料成分票を付さなければならぬ。

(販売開始の届出)

鳥取縣公報 毎週 曜日發行 (休日ニ當ル) 昭和二十五年九月一日 (昭和四年四月十五日) 第三種郵便物認可
火金 曜日發行 (時ハ翌日) 第二千五百三十九号

00082

第六條 法第二十三條の規定による肥料販売場業務開始の届出に当つてはその販売業務を行う事業場、所在地の市町村長を経由して知事に届け出なければならない。(報告)

第七條 登録を受け又は届出をした肥料の生産業者、輸入業者、若しくは販売業者は月ごとの生産輸入販売の各数量及びその価格を別記様式第一号により翌月五日までに知事に報告しなければならない。

2、販売業者は自己の所有にかゝる肥料が縣内卸駅(港)に入荷したときは別記様式第二号により遅滞なく知事に報告しなければならない。

3、縣内販売業者の所有でない肥料が入荷した場合はその肥料の保管者は前項の様式に準じ遅滞なく知事に報告しなければならない。

(聽聞)

第八條 法第三十三條及び第三十四條第二項の規定により聽聞を行う場合(以下「聽聞会」という。)知事は別記様式第三号により聽聞会の開催の日の十日前まで

に聽聞の目的である事項並びに聽聞の期日及び場所を当該相手方又は甲立人(以下「營業者」という。)に通告するとともに別記様式第四号により公示しなければならない。

第九條 聽聞会の構成員は五名とし次に掲げる者の中から知事が出席を求めて開催するものとする。

- 一、關係行政庁の職員
- 二、肥料の生産業者
- 三、肥料の販売業者
- 四、消費者

2、知事は必要があると認めるときは部内又は關係行政庁の職員の出席を求めてその意見を聞くことができる。

第十條 聽聞会は知事又は知事が指名した縣職員が議長となつて主宰する。

第十一條 營業者が聽聞会に代理人を出席させるときは委任状を添えてその旨知事に申し出なければならない。

第十二條 聽聞会は公開とし聽聞は口頭審問によつて行うものとする。

00083

第十三條 傍聽人は聽聞の場所において發言することができない。但し議長の許可を得たときはこの限りでない。

第十四條 議長は聽聞の場所において秩序保持のため必要があると認めるときは傍聽人の入場を制限し又は退場を命ずることができる。

第十五條 議長は聽聞会終了後遅滞なく聽聞会の経過について調書を作製しなければならない。

第十六條 知事は聽聞会終了後遅滞なく処分を決定し、文書によりこれを当該營業者に通知しなければならない。

附 則

第十七條 この規則は公布の日から施行し昭和二十五年八月一日から適用する。

第十八條 昭和二十四年八月鳥取縣規則第七十六号鳥取縣肥料營業免許手数料徴收規則大正十五年七月鳥取縣令第九十号肥料取締法施行手続、昭和十七年七月鳥取縣令第五十八号肥料取締法施行規則第十四條に依り保

証票を添附すべき肥料、昭和十四年四月鳥取縣令第八号鳥取縣肥料配給統制規則は廃止する。

報告様式第一号

(イ) 肥料の生産(輸入)報告書

(〇〇月分) (單位貫又は円)

肥料の	当月中の数量	同上	中販売数量	差引	翌月一呎一呎販
名 称	前月	今月	計	繰越	数量
繰越	生産	計	縣内	縣外	計
繰越	生産	計	繰越	数量	單量
					完價格

右報告する

昭和 年 月 日

住所 氏名

鳥取縣知事 殿

(注意) 生産肥料で消費者に還元した場合は「当月中の数量」中「今月生産」の欄には記入するも「販売数量」には記入しないこと

(ロ) 肥料販売報告書

00084

肥料の 名称	当月中の数量	同上中販売数量	差引	引	引
繰越買入	計	計	月繰越	一噸	一噸
	市町	縣内	数量	販売	買入
	村名	縣外	單量	價格	價格

右報告する

昭和 年 月 日

住所 氏名

鳥取縣知事 殿

(注意) (1) 生産業者が自己の生産した肥料を販売したときはこの報告は必要なし。

(2) 右表の販売数量中の縣内欄には肥料名称別に販売先市町村別に数量を記入のこと。

報告様式第二号

肥料入荷報告書

肥料の 名称	入荷 数量	入荷 場所	入荷肥料の 保管場所	生産工場名又 は元売業者名	入荷月日
-----------	----------	----------	---------------	------------------	------

右報告する

昭和 年 月 日

住所 氏名

鳥取縣知事 殿

聽聞会出頭通知書

出頭人住所

氏 名

一、処分の原因と認められる違反行爲

一、日時

一、場所

肥料取締法第三十三條(又は第三十四條第二項)の規定により右の通り聽聞会を開催するので出頭せられたる。

なお代理人を出席させるときは委任狀を添えてその旨を知事に届け出なければならぬ。

昭和 年 月 日

鳥取縣知事

00085

様式第四号

公示肥料取締法第三十三條(又は第三十四條第二項)の規定による聽聞会を左記により開催する。

記

一、当該業者 住所 氏名

二、日時

三、場所

昭和 年 月 日 鳥取縣知事

◇鳥取縣規則第六十八号

昭和二十二年政令第三百二十七号地方公共団体手数料令に基き鳥取縣圧縮ガス及び液化ガス取締法關係手数料徴收規則を次のように定める。

昭和二十五年九月一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣圧縮ガス及び液化ガス取締法關係
手数料徴收規則

第一條 鳥取縣において圧縮ガス及び液化ガス製造業等許可並びに検査を受けようとするものはこの規則の定めるところにより手数料を納付しなければならない。

第二條 前條の手数料の額は左の通りとする。

一、圧縮ガス及び液化ガス製造業許可手数料 三千円

二、同 貯藏業同 二千円

三、同 販売業同 三千円

四、同 製造業並びに販売業讓渡許可手数料 一千円

五、同 販売業許可更新手数料 三千円

六、同 設備完成検査手数料 三千円

七、同 容器検査手数料 六十円

1、中 容 器 六十円

2、小 容 器 三十円

第三條 手数料は前條第一号乃至第五号については許可証受領の際同條第六号及び第七号については検査申請

00086

書提出の際これを徴収する。
第四條 既に納付した手数料は如何なる理由があつても還付しない。

附 則

この規則は公布の日から施行する。

告 示

◇鳥取縣告示第四百四十六号

次の土地を保安林に編入する申請を受理した。

昭和二十五年九月一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

縣 郡 村 大字 字	地 番	地 目	全 面 積	編入実測	所有者住所氏名
鳥取 東伯 以西 大父 御用ケナル	一〇四〇ノ一	山林	六、〇三二	六、〇三二	東伯郡以西村大父木地
同	同	同	四、四〇〇	四、四〇〇	小 椋 重三郎
同	一〇四一ノ一	同	一〇、一〇〇	一〇、一〇〇	同 小 椋 重三郎
同	同	同	一、〇二八	一、〇二八	同
同	一〇四二ノ一	同	八、〇二六	八、〇二六	小 椋 万 六
同	同	同	四、〇〇〇	四、〇〇〇	同
同	一〇四三ノ一	同	一、八一九	一、八一九	同
同	同	同	七〇五	七〇五	同
同	一〇四四	原野	三、五〇〇	三、五〇〇	浪 花 龜 吉

00087

◇鳥取縣告示第四百四十七号
助産婦名簿に次の者を登録した。

昭和二十五年九月一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

本籍地 米子市車尾六七九番地
現住所 同 糍町二丁目四六番地
昭和二十五年八月十八日第一、五〇八号

高 坂 文 子
大正十五年十一月二日生

本籍地 日野郡根雨町大字根雨七〇〇番地
現住所 同 米沢村大字宮市二九三番地ノ一

昭和二十五年八月十八日第一、五〇九号

木 山 宮 子

明治四十四年八月十四日生

本籍地 東伯郡八橋町大字八橋三二六番地
現住所 同

昭和二十五年八月十八日第一、五一〇号

灘 尾 喜 久 江
大正十三年一月二十三日生

本籍地 日野郡大宮村大字印賀一、二二〇番地
現住所 米子市賀茂町一丁目一番地 博愛病院内
昭和二十五年八月十八日第一、五一一号

新 田 美 千 惠
大正十二年三月三十日生

池 田 朝 野
明治三十九年十二月二十日生

◇鳥取縣告示第四百四十八号

助産婦名簿登錄事項中次のように訂正した。

昭和二十五年九月一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

前住所 鳥取市吉方町二四五番地ノ一
現住所 同 西町一一九番地

昭和二十五年七月十日住所変更により同年同月十日

七日名簿訂正方願い出たので同年八月十八日名簿

訂正

岡 山 峰 子

大正十二年四月二十一日生

前住所 東伯郡倉吉町大字廣瀬町一、九九五番地

現住所 同 瀬崎町二、七三八番地

昭和二十五年七月二十五日住所変更により同年八月

一日名簿訂正方願い出たので同年八月十八日名

簿訂正

◇鳥取縣告示第四百四十九号

昭和二十三年七月厚生省令第二十三号食品衛生法施行規則第十八條の規定により食品衛生監視員の証を次の者に交付並びに返納した。

昭和二十五年九月一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

勤務場所 職名 氏 名 番号 交付並びに返納年月日

鳥取縣 米子保健所 技師 椎木 澄夫 四九 昭和二十五年六月一日 交付

同鳥取保健所 同 加藤 嘉子 五〇 同七月三十日同

同 同 中西 保 四二 同六月十四日返納

同公衆保健課 同 谷口 健二 四 同八月十四日同

同 同 坂口 正博 一七 同八月十四日同

同鳥取保健所 同 中西 保 四二 同六月十四日交付

◇鳥取縣告示第四百五十号

物價統制令第四條の規定によつて調理めんの販売價格の統制額を次のように指定する。

同公衆保健課	同	谷口 健二	四	同八月十四日同
同	同	坂口 正博	一七	同
同智頭保健所	同	井上 茂	三〇	同 返納
同	同	野村 活	四四	同六月十八日同
同根雨保健所	同	中永 弘	三九	同五月 四日同
同倉吉同	同	新 活	二七	同八月十四日同
同根雨同	同	堀田 收穂	二二	同
同	同	佐藤 敏明	三二	同
同智頭保健所	同	井上 茂	三〇	同 交付
同	同	野村 活	四四	同六月十八日同
同倉吉保健所	同	新 活	二七	同八月十四日同
同根雨保健所	同	中永 弘	三九	同五月四 日同
同	同	堀田 收穂	二二	同八月十四日同
同	同	佐藤 敏明	三二	同

昭和二十五年九月一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、統制額

種別	單位	販売價格の統制額
素うどん	一鉢につき	一五、〇〇
並うどん	同	二五、〇〇
上等うどん	同	四〇、〇〇

二、販売條件その他

イ、この統制額は持込渡し又は売主店先渡ししの額である。

ロ、この統制額には遊興飲食税を含まない。

ハ、この表の單位一鉢は玉うどん五〇匁以上入りのものである。

ニ、この表の並うどんとはきつねうどん相当のものである。

◇鳥取縣告示第四百五十一号

昭和二十四年十二月鳥取縣告示第七百二十四号鳥取縣指

